

平成28年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成28年12月6日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	3番	鏑本規之
4番	黒田芳弘	5番	舩渡洋子
6番	白井悦子	7番	高田文一
8番	高橋勝美	9番	安藤重夫
10番	道下和茂	11番	中村重光
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

2番 江崎達己

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	岡崎誠
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

おはようございます。きょうも1日よろしく申し上げます。

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されていますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号15番 後藤壽太郎君と17番 大西徳三郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上谷政明君）

日程第2、一般質問を行います。

順次、通告がありますので発言を許します。

9番 安藤重夫君の発言を許します。

○9番（安藤重夫君）

おはようございます。

大変寒くなってきました。何か風邪がみで体調がよくありません。

では、通告に従いまして、順次お伺いをいたします。

まず第1に、ジャンボタニシ駆除事業について。

この事業は、平成22年より7年間継続されています。2人1組の3チーム、6人で活動されています。ことしの異常発生は、添付の写真のようにすさまじいものでありました。

添付写真をごらんください。

まず1枚はぐってもらいまして、資料1ですが、とんでもない状況であります。最初の資料1の左上ですね。家が逆さに映っておりますが、水田に張られた水に映っておるわけですが、こういった状況であります。

その後、私は田植えの時期に写真を撮って歩くつもりでありましたが、一般質問はというようなことで、田植えの時期もなくの写真は撮ってありません。その後、どうしてもこれは一般質

間をせんといかんなどということで、見てもらったとおり稲の穂が出ておりますが、これだけ食害があるということです。資料1の先ほどの右1枚、その下、その左で、田植えがしてあったんですが、食べられたということですね。

次の写真も同じことです。既にタニシは田んぼから水路へというようなことで、小さな粒々が見えますが、これはことし生まれたタニシです。大きなタニシは、既に水路から大きな川へ下っております。全て同じ食害が同じように、こういって田植えがしてあったにもかかわらず田植え間近に食べられたということです。

こういったすさまじい食害がことしはありました。来年の発生を市南部の水田農家は戦々恐々としておりますが、対策を産業建設部長にお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問のジャンボタニシ、スクミリングガイの駆除事業についてお答えをさせていただきます。

ジャンボタニシは、真正地域の主要地方道岐阜関ヶ原線以南の排水路や水田に多く生息しており、近年は、真正地域の北部、糸貫地域の一部でも生息が確認され、その広がりが懸念されているところでございます。

また、田植えから3週間ぐらいまでの幼苗を好んで食べることから、田植えをした苗がほとんどなくなる被害が見受けられます。このため、平成22年度からシルバー人材センター等にジャンボタニシの駆除を委託しているところでございます。

今年度は、例年より多くの被害情報が寄せられましたので、本巣市、岐阜中央農業共済組合、岐阜農林事務所農業普及課の職員によりまして被害調査を実施するとともに、糸貫地域及び真正地域の農事改良組合長会においても、ジャンボタニシの駆除方法を説明して、各農家への周知をお願いしたところでございます。

要因としましては、急激な気温上昇に伴いましてジャンボタニシの活動が早くなったことと田植えの時期が重なったことが考えられ、本年度の駆除実績は例年の2倍となっております。

このため、水田を厳冬期にトラクターのロータリーで細かく耕起することにより、土の中で越冬する貝を破碎し、また掘り起こすことで駆除できると聞いておりますので、貝密度を減らす対策について耕作者に依頼するとともに、来年度以降の駆除事業につきましても、駆除方法や人員、日数についても検討して、被害の軽減に努めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

〔9番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

では、駆除活動について追加で伺います。

先ほど申し上げましたように、2人1チーム6人体制の3チームということで、駆除活動を展開しておってもらえますが、そこでお尋ねするのは、まず6月は駆除活動がゼロ日でした。先ほど部長が言われましたように、田植え後、幼苗3週間と一番大事なのは、田植え間近であります。それに6月はゼロ日の駆除日数ということは、理解ができません。

7月は10日間、8月は11日間、9月は15日間、10月は16日間、合計52日間ということで聞いておりますが、間違いはありませんか。

一番被害が発生する6月が一日もなく、収穫が過ぎ田んぼに水がなくなりまして、水路にも水がなくなった10月に16日間も、9月は15日ですが、捕獲作業があったのはなぜでしょうか。10月になれば、タニシは先ほど申し上げましたように大きな河川へ下ってしまいます。圃場には少なくなっております。おらんわけではありませんが、小さな子供、ほんの直径1センチ足らずの稚貝がおるのみであります。

田植え直後の被害が、そういったように発生するにもかかわらず、なぜ一日もなかったのかをお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

先ほどの答弁でもお話しさせていただいたように、田植えから3週間ぐらいが一番好んで食べるということでございますので、当然御指摘いただいたとおりに6月の田植え時期、またもっと前に本当はやらなきゃいけないというところでもございまして、今御指摘いただきましたように6月はゼロということで、確認はさせていただいております。

先ほどの答弁にもございましたように、想定よりも早くジャンボタニシが出てしまったということはいわけになってしまいますが、いずれにしましても、こういう生態があるということは今御指摘いただいたとおりでございますし、私どもも認識しております。ですので、来年度以降は発注が少しでも早くできるように、それから早く駆除活動に入れるように、また6月に集中的にできるようなことも考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

大変苦しい答弁と聞きます。田植えは昔から6月が田植えの時期でありまして、7月や8月ではありません。そこへことは異常発生ということで、被害がこういつて拡大したものと私は考えます。来年はこういったことのないようお願いを申し上げます。

そこで、もう一つお伺いをしますのは、水路ごとに捕獲頭数の駆除報告を市農政課は求めておりますが、7月、8月、9月の大変暑い時期に大量の捕獲されたタニシを1頭、2頭と数え、報告を

求める意味が理解できません。大きなタニシは、それこそげんこつほどの大きさになります。小さなものは、その年生まれて間もなくというのは、5ミリ、1センチというようなものであります。ですから、在来種のタニシとジャンボタニシの稚貝と見分けがつきにくいのです。そういった中で、先ほど申し上げましたように、水路ごとに、この水路は何頭捕獲したと、大きなタニシも小さなタニシも1頭、2頭、3頭とって、市農政課は報告をせよと報告を求めているわけですが、私は重量の報告で十分だと思いますが、重量報告を認めにいただけますか。暑い中で大変だと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

現在、生息調査というか、被害調査というか、ジャンボタニシの数をどの水路で多いとか少ないとかいうのを少しでも調査するという意味で、数を数えるような指示をさせていただいているんだと思っております。

ただ、そこまでしなくても議員がおっしゃるように重量で確認すればいいのかなというところもございますし、またそれによってその作業が本来の駆除作業につながれば、またいいことだと思いますので、来年度以降、そのことも考えていきたいと思っておりますのでお願いします。

〔9番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

ぜひとも、そういった頭数報告じゃなくて、重量報告という方向で検討をお願い申し上げます。

先ほどの答弁にありましたように、厳冬期の耕起による貝の密度を減少対策としての答弁であります。既に冬期のトラクター耕起作業は何十年と長い間続けてきております。特別な効果があるとは思えません。

田植え時に駆除剤散布の効果がありますが、対応をお伺いいたします。ことしも各農家が自衛にそれぞれ捕獲をされましたが、大変な頭数を、自分の水田とそれに接触しておる水路に発生するタニシを毎日20日のよう、ちょっと減らないと。道路へ取っては投げ、取っては投げ、毎日20日のよう何人もやられました。こういった各農家の手間のある農家の方々の自衛を参考に、何とかならないものかなあというような思いもしておりますが、そういったものも含めてお伺いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

今御提案いただきました駆除剤散布の件でございますが、私も話だけは伺っておるんですが、田植えをした後にあぜの周りに駆除剤を散布をすると被害が防げるというようなことを聞いたことも

ございます。ですが、この件につきましては、現在考えていないところでございますが、ただ、そのような一定の効果があるものであるなら、検討はする必要があると思いますし、ただいたずらに補助金を出すというわけにもいきませんので、他市町はどの程度のことをやっているのかを検討しながら、本当にどのようにやればいいのかということについては、今後の課題にさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど言われた冬場の耕起につきましては、農業改良普及所のほうでお話をさせていただいたら、そのようなことを指導を受けたということございまして、そのようなことを耕作者の方にもお願いしたいということも考えておって、そういう話をさせていただいたところでございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

田植え後じゃなくて田植えと同時、田植え機が田植えをしていきますね、それと同時に散布をするわけです。この駆除剤は、大変効果があります。効果がないという見解をお持ちの方は、もう少し勉強されるべきだなあとと思います。駆除剤の補助をとというようなことを考えてはおらんということですが、できたらそういったことも含めて来年検討をお願い申し上げます。

では、2番の市道改良工事に伴う埋め戻しについてであります。

構造物設置後の埋め戻し工には、良質な砂れきか山土を用いるべきであり、振動ローラーまたは振動コンパクターにて40センチないし50センチの転圧をかけるべきで、発生土の転用はタフロック処理するべきであり、粘土による埋め戻しは不等沈下の原因になり不陸を起こすと考えますが、産業建設部長の御所見をお伺い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

2つ目の御質問、市道改良工事に伴う埋め戻しについてお答えをさせていただきます。

道路土工施工指針では、埋め戻しに用いる土としまして、敷きならし、締め固めが容易であること、締め固め強度が大きく圧縮性が少ないこと、また雨水などの浸食を受けにくく吸水による膨潤性が低いことが望ましいとされ、粒度のよいれき質土や砂質土が適しているとされております。

このため、本市の道路改良につきましては、議員から御質問をいただいているように、掘削時において発生土の状況を確認しまして、粘性土のような含水比が高く盛り土材として適さない土質と判断しましたら、良質な賄い土を使用したり、安定処理による土壌改良をして施工しております。

また、埋め戻し時の1層の仕上がり厚さは40センチから50センチではなく、より締め固めが効果を発揮するように、また所定の締め固め基準を確保するよう岐阜県建設工事共通仕様書に基づきま

して、1層の仕上がり厚さは20センチ以下としまして、振動ローラー等の作業現場に応じた締め固め機械により、各層ごとに締め固めをしているところでございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

まことに部長答弁そのとおりであります。現場はそうではありません。そうでない現場を数多く見ております。発生土による埋め戻し、転圧は、表層10センチ、15センチで1回のみで、それで舗装工事というようなところを随分見ております。

部長が言われますように、県の基準、本巢市のそういった指示書、間違いないように今後は現場をよく監督する必要があるかなあと考えております。こういった現状と指示書との差は、いかがお考えですか。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

先ほど御答弁をさせていただきましたが、やはりそのような形で基準を設けてやっておるところでございますけれども、なかなかうまくいっていないところがないとは言えないという状況でございます。

そういう過去の失敗に基づいて、いろいろ現場において適正な管理をさせていただくということで、努めさせていただいているところでございまして、今後におきましても、この基準に基づいて適宜、確実に実施していきたいというように思っておりますので、職員の指導について努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[9番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

こちらこそ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは3番の市道上下水埋設工事についてであります。

上下水道管の埋設後の埋め戻し工には、良質な砂れき及び山土を用いるべきで、振動ローラーまたは振動コンパクターにて40センチから50センチの転圧をかけるべきで、発生土の転用はタフロック処理をすべきと考えますが、上下水道部長にお伺いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、御質問の市道上下水埋設工事につきましてお答えをさせていただきます。

水道の本管及び下水道本管の埋設工事につきましては、通常本管を布設した後、十分な砂をまきまして管の保護に努め、その上に良質な建設発生土や購入土にて埋め戻しを行っております。その際、埋め戻しに用いる建設発生土は、現場の土質の状況を確認しながら適切に判断しており、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱に基づきまして、建設発生土の現場内利用の促進に努めているところでございます。

埋め戻しの転圧方法につきましては、先ほど2つ目の御質問に対する答弁と同様でございますが、岐阜県建設工事共通仕様書に基づきまして、1層の仕上がり厚20センチ以下を遵守しまして、小型締め固め機械を使い、丁寧かつ十分な転圧を施し、土砂が落ちつくまで簡易舗装を実施いたします。その後本舗装復旧のため路盤や舗装の仕上げをして、道路管理者へ引き渡しております。

議員御提案の安定処理につきましては、水道管や下水道管の埋設の場合は掘削幅が狭いなどの問題もありまして、これまで実績がない状況でございます。

いずれにしましても、管理しております水道管、下水道本管につきましては、占用している立場でございますので、道路管理者である建設課と協議をして対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

そこが問題なんですね。本市は、水道・下水道の埋設工事を行いました。その後、今の答弁にもありますように、建設のほうへ権限が移譲しますね。それが本市のシステムであります。かつて28年前、富山市へ出張に行きました。それは何でしたかという、富山市の上下水道部の発注でした。下水管が埋設されまして、半年後に私のほうへ仕事の依頼がありまして、切削オーバーレイを頼むと、半年後に切削オーバーレイの工事があったわけですね。半年の時間をかけて、富山市の上下水道部は切削オーバーレイをしたということでもあります。

先ほど申し上げましたように、本市とのシステムはそういった意味では違います。それはよくわかっておりますが、これはいかなんかなあというように思います。部長の所見をお願い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

ただいまシステムの問題といいますか、本市のやり方というか方法の一つで、そういうやり方をしておるわけなんですけれども、御指摘のとおり上下水道管を埋設したところ、年数をたてば当然不陸を引き起こしたり沈下しているところがあるのは承知しておりますので、今年度から道路管理者である建設課と協議をしまして、道路幅員によりまして舗装の復旧の幅を4メートル以下の道路

であれば全面復旧するというようなことで、2車線の道路であれば半面の舗装復旧するというようなことで、今年度から建設課のほうと協議をいたしまして、復旧をするというようにこの取り組みを始めておるところでございますので、よろしくお願いたします。

[9番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

ぜひとも、そういった方向でお願いを申し上げたいと思います。

既にお気づきの方もお見えだと思いますが、市南部では東邦ガスがガス管の埋設工事を、随分の距離、長い間の埋設工事をこの夏前から進められておりますが、まだ半年以上かかっておりますが、切削オーバーレイがされておられません。それは、仮復旧はされておりますよ。仮復旧はされておりますが、このお正月前なのかお正月過ぎなのかわかりませんが、切削オーバーレイをして市道に戻すと。先ほど部長が言われましたように、センターまでかなりの距離がありますので、センターラインまで切削してからオーバーレイをかけるというような東邦ガスの返答でありました。

それがやっぱり本来の工事のあり方だと考えます。不陸も起きないし、きちんとした道路がまた戻るわけですね。3センチの5センチのというような幅の仮復旧のような工事じゃなくて、きちんとした工事がされるべきと思いますが、御所見をお伺い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

議員御指摘のとおりでございます。先ほど答弁申し上げましたとおり、舗装、復旧幅に限らず路面の復旧等の取り組みを通じて、そういったことのないように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

[9番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

では、期待を申し上げます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、13番 若原敏郎君の発言を許します。

○13番（若原敏郎君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従い大きい3点について質問をいたします。

1番目の質問なんです、市の管理職への女性職員の登用はということについてであります。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法が平成27年8月に成立し、働

く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定、公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主、ここでは地方公共団体、市に義務づけられています。

国の掲げる女性活躍について、今の日本ではなかなかハードルが高く、世界経済フォーラム（WEF）が最近発表した各国の男女格差についての報告では、日本が144カ国中111位とありました。WEFは毎年、経済活動への参加と機会、また教育、政治への参加、そして健康の4分野14項目で男女格差の少なさを指数化し、総合順位を決めています。今回、日本の順位が特に後退したのは、男女の所得の格差など推計方法の変更もあり、75位から100位に、昨年101位から大きく後退をしています。

従業員100人以上の企業の管理職に占める女性の割合は、2015年で8.7%と書いてありました。こうしたことから、この国の政策について管理職への登用などには、効果があらわれるには時間がかかることや、また女性の能力が発揮されるには過去には何度も頓挫しており、今回もそうではないかと懸念する声も上がり、先進国の日本としては異例なほどおこなっているのが今の現状であります。

そうしたことから、今本巢市の職員においても、職場によっては女性職員のほうが現実を把握しやすく、例えば健康・福祉や教育や学習支援関係や、また高齢者対応や子育て支援についても実際に経験をしたりして、女性の管理職の登用により市民目線になるのではないかと私は期待しております。今後は、男性・女性の適性を活用すべきと考えますが、そこで市の方針をお伺いいたします。

まず1番目としまして、本市での女性管理職の登用と近隣市の今の現状を企画部長にお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、本市の女性管理職の登用と近隣市の現状につきましてお答えをさせていただきます。

平成28年4月1日現在の本市における女性管理職の登用状況は、課長職が2名、幼稚園長が8名の合計10名でございまして、全管理職に占める女性の割合は現在のところ22.2%という状況でございます。

また、近隣市の状況につきましては、岐阜市が13.9%、大垣市が16.3%、羽島市が13%、各務原市が13.3%、山県市が21.2%、瑞穂市が9.1%という状況でございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今の答弁をお聞きしますと、何か本巢市が一番高く、数字をずっと今見ましたら、ほかの市は本巢市よりもみんな低いという。私が何で質問したのかなあということを感じておるわけですが、

現状を見ますと、先ほどの答弁の中では課長職が2名と一般職2名と幼稚園長が8名ということで、22.2%とお聞きしましたんですが、本巢市が他市と比べて女性管理職のパーセントがなぜそんなに多いのか、よそはそれを入れてもそういうパーセントになるのか、ちょっと再度お聞きします。

○議長（上谷政明君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど御答弁申し上げました登用率につきましては、答弁の中でも申しましたように、本巢市の場合、幼稚園の園長を管理職にしているということもございまして、他市に比べると高い数値になっているのかなあというところでございまして、他市では保育園、また幼稚園の園長を管理職にしているところもありますし、また逆にしていないところもあるという状況の中で、先ほど申しましたように本市は高い数値になっているのかなあというふうに思っております。

それで、この本巢市の園長8名いるわけですが、その8名を除いた一般行政職での割合でございますけれども、今試算をいたしますと5.6%ということで、先ほど22.2%という登用率が一気に5.6%という状況になるわけでございます。そうした中、御質問にございましたように、他市がそういう状況がどうなのかというところで、ちょっとわかる範囲でございますけれども、大垣市が4.3%という状況になります。また、羽島市が6.2%、各務原市は16.9%、山県市が11.1%、瑞穂市が9.1%という状況でございまして、こういった数値を見ますと、やはり大概の市はどこも率が下がっているという状況の中にあって、本巢市の場合もかなり数値が下がってきたという状況でございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、企画部長にお伺いしましたところ、本巢市も他市も登用率はそんなに高くないということをお聞きしました。

それで、市長にお伺いしますが、国が進める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を受けて、今後特定事業主として推進しなければならないと思いますが、女性ならではの目線での確かな政策につながる事が管理職に置くことによって、管理職でなくても女性ならではの目線での確かな施策が打てるんじゃないかなと考えまして、職場によっては女性のほうが向いているんじゃないかと私は考えるんですが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、御質問の職場によっては女性のほうが向いているんじゃないかという御質問につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど質問の中でも若原先生のほうからお話がありました。健康や子育て、介護という実際経験したことがある分野とか、また学校教育などといった分野で女性の職員を登用することによって、きめ細やかな市民目線の行政運営ができるんじゃないかというふうにお話をお聞きしましたが、私もそのとおりだと思っております。やっぱり経験に基づいて男性では気づかないような部分、やはり実際の体験をすることによって細かいところまで気づくというようなことはあり得ることでございますので、いわゆる経験から基づいて女性が勤務すると、よりきめ細やかな市民目線の行政運営ができるんじゃないかなというのは、おっしゃるとおりだと思っております。

過去でも本巢市におきましては、合併以来は健康増進課ですとか福祉敬愛課というのに女性の管理職を配置するというなどの実績はあるわけでございますけれども、こういったことから今後につきましても御提案がありましたように、市民に対してきめ細やかな行政サービスが提供できるように、女性職員の管理職も含めていろんな場に登用を進めていきたいと思っております。と同時に、もちろん若原先生のほうからお話ございましたけど、女性だけではなく男性職員もそれぞれ職員の適性を活用できるような人員配置というのは望まれているよということでございます。そのとおりでございます、男性職員も含めて、それぞれの個人の適性に応じた人員配置というのも行ってまいりまして、市民に対する行政サービスの質の向上に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございます。そのようによろしくお願ひしたいと思います。大事なことで、また本巢市の将来がかかっているのです、そういうことでお願ひしたいと思います。

3番目に、今後の女性登用への育成の方針について、これも市長にお伺ひしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、今後女性管理職等の育成等の方針についてのお尋ねでございます。

先ほど来、お話しのお話が出ておりますけれども、本年の4月に女性活躍推進法というのに基づきまして、本巢市におきます女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というのを策定いたしました。平成28年度から平成32年度までの5カ年計画でやっぺいこうということでございまして、最終年の平成32年度までに管理的地位にある職に占める女性割合を20%以上にしたいと、先ほど企画部長のほうから幼稚園等々含めると22%と既に達成しているというような格好になりますけれども、一般の事務職だけでいきますと5.6%ということで、とてもそこまで行って

ないわけですが、そういう女性職員を20%以上にしたいということ。

それから、係長相当職以上の女性職員の割合を30%以上にしたいという目標を設定いたして、今目標達成に向けて取り組みを実施いたしているところでございます。このうち、主査級も含めました係長相当職の女性職員の割合を30%以上というのは、現時点では結構この数値に近いところまで現在女性職員を主査、係長相当のところへ昇任をさせておりまして、この部分のところまでいきますと男性、女性、いろいろ職員の構成割合もございますけれども、女性職員もかなりこのレベルまで来ますと目標にほぼ達しつつある。今後はこういった数値をずうっと維持をしていきたいというふうに思っております。

こうしたことから、管理職等含めまして、こうした目標を達成して維持していくためには、現在市におきまして女性管理職への育成ということで、リーダーとして必要な能力や意識の向上を図るために、自治大学校ですとか市町村アカデミーへの派遣、また市町村研修センターの女性職員を対象にしたキャリア研修、こういったものへの参加をしていただくように配慮しながら行っているところでございます。

また、この中でも特に将来の幹部になって活躍していただくために、これまでも東京のほうにございます東京自治大学校へ3カ月研修というのにも係長クラスの女性2人を今までも派遣しておりまして、今後も派遣をしていきたいなというふうに思っております。

また、それだけではなくて、今後におきまして女性職員もさまざまなポストには配置することで、これから管理職として活躍できるような人材確保を念頭に置いた人材育成を行ってきたいということでございます。特に、人事ですとか企画行政とか議会とか、さまざまな分野、女性だからこのポストということじゃなくて、男性職員と同じようにいろいろなポストに配置することで、管理職になったとき、上でリーダーになって職員を指示するときに、いろいろと幅広い形で仕事を見られ、また人事管理をしっかりできるという職員にはしていきたいということで、今後も男性女性を問わずしっかりできるような職員として、管理職として頑張っていけるような環境を整備してまいりたいというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定して、今そのように進めていると、また主査、係長クラスまで含めると30%の目標はもう達成できるだろうというようなことを聞きました。また、それと幹部としてのこれからの研修やら、管理職としての職員を育てていくという市長のお答えを聞きまして、大変心強く思っています。

人材育成には長い時間がかかりますし、今後も女性職員のいろんな個人的な条件といいますが、立場もありますので、男性女性を問わずにこれから職員を育成していくという言葉を聞きましたの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

市南部の商業施設の安全対策ということについてであります。

リバーサイドモールが休止してから5年が過ぎました。営業再開に向けて努力はしてみえますが、現段階では本体の大部分が廃墟のような状態であります。きょうは私の応援団が何人か来ていただいております。その意味は、廃墟になっている建物が事件の現場になるのではないかと本当に心配しているメンバーであります。私の一般質問の答弁で総務部長がいい答えをしていただけるように期待をしながら、きょうは駆けつけてくれました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

気になるのは10年前に中津川で起きた岐阜中2女子殺害事件、わざわざインターネットを検索して資料を持ってきてくれた人もきょう来ていただいております。その中の資料の中に、事件のあった空き店舗というのは3階建てのお城風の建物で、1階部分はパチンコ店、2階部分はイベントホールになっていたと。会社が倒産して平成13年以降放置されたままとなっていたと。出入り口が壊されて、誰でも簡単に出入りすることができたと。事件以前から若者のたまり場となり、地元の住民が警察署に危険箇所として申し出るも、警察はその周辺をパトロールするのみであったと。それから同じように5年ぐらいたってから、この事件が起きました。その後は、正面ガラスの破損部などを板を張りつけたり、入り口シャッターを溶接するなど現在の所有者が応急処置をしまして、その後は解体されていると聞いております。

本巢市にありますリバーサイドモールは、所有者は東京にいるらしいんですが、全くの放置状態であります。土地の所有者は、駐車場に入れないようにいろいろと措置をしましたが、部分的に壊されているところもあります。最近では建物のガラスが割られ、穴を開けられ、何者かが侵入しているような跡も見られます。

もう1点は、本巢LCワールド本館のみが休止してしまひて、この2つの大きな商業施設は両者とも廃墟施設などとしてユーチューブの書き込みで動画が配信されてしまひて、リバーサイドモールのほうは二、三年前に配信をされました。LCワールドのほうは、ごく最近見ますと、やはり興味本位な動画が載せられて、それを見た人がわざわざ遠くから見に来る人もいると聞いております。

近くには小学校や岐阜バスの停留所があり、小学生児童や中学・高校生がよく通学に使用している道路もありまして、さらには女性の犯罪に手が伸びるのではないかと近隣の市民から大変心配している声が上がっております。

先ほどの他地域での犯罪の前例があるように、休止している施設は本当に要注意です。民間の企業の施設なので市はなかなか手は出せないかもしれませんが、今把握している現状についてを1番目として総務部長にお伺ひいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

それでは、市南部の商業施設の現状につきましてお答えさせていただきます。

御質問の商業施設につきましては、平成23年3月から営業休止状態となっており、現在の建物の状況は、内装が破壊され設備は搬出、また廃棄物が散乱し、建物の1階窓ガラスはほとんど割られており、ドアを含めまして開放状態となっており、補修・修繕等も行われていない状態であります。

また、敷地内へは侵入者防止用フェンス等がありますが、破壊されている箇所が数多くあり、補修もされておらず、敷地内に容易に侵入できる状況であります。

なお、敷地内の照明が全て消えた状態となっており、周辺自治会や市民の皆さんから夜間における治安に対する不安について、さらに商業施設北側にはバス停があり、夜11時台まで路線バスが運行しており、バス利用者からも防犯対策としての街灯の設置要望があり、対応をしているところでございます。

また、もう一店舗、本館が休業状態の施設につきましては、全ての営業が終了しており、新規事業に向け営業努力を行っているとお聞きしており、インターネットにて書き込みのあったような食品販売は既に行われておらず、一般の方が入ることができない状況となっております。また、夜間は警備員がつき館内の監視を行っているとのことであります。以上であります。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

岡崎部長には、何度も足を運んでいただいているように思いますし、私も現地で1回打ち合わせをしたことがあります。警察との連携もいただいておりますというふうには思っておりますが、今地元からのいろんな要望も聞いているというお話でしたが、市としてできる対策といたしますか、何かあるか、それはどうですか、お伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

市南部の商業施設の安全対策といたしましては、市民の皆さんからの意見を踏まえまして、バス停付近の市有地に照明を設置し、バス停を明るく照らすことに加えまして、商業施設周辺の市道に防犯灯を4基設置しているところでございます。

また、市が認可をしております青色回転灯装着車両によるパトロールを実施いたしますとともに、警察署に対し警察車両によるパトロールを常時実施するように依頼し、周辺地域の治安維持に市と警察が一体となって取り組んでいるところでございます。

さらに、自治会、PTA、消防団、民生児童委員等の代表者で構成されております本巣市生活安全推進協議会では、警察から犯罪の発生状況について報告や留意点の指導を受け、警察を含めた関係機関と連携し、市民、行政、警察、学校と役割分担を確認しますとともに、犯罪防止に関する啓発活動を実施しているところでございます。

今後につきましても、各関係機関等と連携をとりながら安全対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、関係機関と連絡をとりながら安全対策に努めているということで、あらゆるところの手は尽くしていただいておりますが、直接市として現場に手を出すことはできないのか、その辺はどうですか。周りから安全対策に努めているということだけなんです、今現在の現状をガラスが割られて入られている状況なんです、地元の地権者とかそういう方と相談して、そういうところの補修なり、私が思うには監視カメラぐらいはつけたほうがいいと思うんですが、そういうことはできないんですか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

市が直接安全管理対策をできないかとの御質問であります、土地の所有者につきましては、はっきりした地主さんが見えまして、そこに市がフェンスを設置するなり入れないようにするというのは、ちょっと今のところ難しいことかと考えております。

また、建物につきましては、市が差し押さえしております。その関係で建物は管理したらどうかという御意見等もあると思いますが、市が建物につき差し押さえを実施しているのは、市が差し押さえにて所有権を取得して管理をしていかなければいけないことにはなると考えておりません。市が差し押さえしておりますのは債権を保全するためでありまして、登記簿上の謄本の記載された方が所有者であり、管理も行っていく必要があるものと考えております。

防犯カメラの設置等につきましては、今後周辺の状況等確認しながら検討をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

いずれにしましても、こうした状況は本当に異常な状態であります。それだから、興味本位に動画で流されたり、そういうことをするわけですので、ぜひとも、よそもそんな廃墟として放置してあるよということではなしに、本巢市の市民の安全を守るためにぜひともできないということではなしに、本巢市はここまでやるよということを見せていただきたいなと思います。

これ以上総務部長に言っても答えは出てこないと思います。市長に一言、今の現状を見て見解をお願いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

市南部の商業施設の安全対策ということでの御質問でございます。

先ほど来、総務部長のほうから現状、そしてまた市としてどうだということのお尋ねがありまして、お答えさせていただいておりますけれども、答弁にもございますようにどうしても個人の持ち物であるということ、またそれぞれ所有者がいるというようなことから、市としてできることというのは、皆さん方と協力しながら安全を図っていくということが、今とれるのが精いっぱいだろうなというふうには思っております。

そういう状況ではございますけれども、その中で私は、この土地につきまして以前からずうっと心配をいたしております、特に長く休止しているリバーサイドモールにつきましては、何とか一日も早く現状が変更されて再開発ができればいいなということをずうっと願ってまいりました。

こうした中で一番の解決策は、現状が変更されると、そして再開発が進むということが一番の手取り早い解決策であるわけですが、だんだんこの方向で、今現在お話を聞いていますと、徐々に動きつつあるというお話も聞いております。特に北側の土地につきましては、現在、流通関係の倉庫を建てたいということで、お話もほかからも来ておりまして、私も直接その建てたいという方の会長から直接お話をお聞きしまして、私も地権者のほうへお話をつないだという経緯もございまして、この話がぜひ具体化をして、北側の旧の駐車場2つとも何とかそういう方向に進んでいければ、既に地権者等とも協議が進んでいるようでございますけれども、若干問題があるようですけれども、ぜひ実現に向けて地権者の皆さん方の協力をしていただくということによって、北側が何とか全面的に解決していくんじゃないかというふうに思っております。

また、南側では、今また再開発の事業をやっていくということでの計画が進行中ということも伺っております、来年年明けに向けていろんな協議が具体化のほうに向けて、今動いているという話も伺っておりますので、ぜひこの2つの話を実現に向けて地権者の皆さん方も協力していただいて、やっていただきたいなど。こうすることによって、先ほど来いろいろお話がありますような場所が、また再び人が集まる、また人が来る、そしてまた土地も有効活用ができる、そういう地域に生まれ変わるということにもなっております。そうすれば先ほど来お話がありますような安全がどうだとか、市民から見て危ないよというような話が解決されるということでもありますので、できるだけ早くそういう話になっていくことを期待を込めて見守っていきたいというふうに思っております。

その間、しばらくの間、先ほど来部長がお話し申し上げておりますように、警察署等中心にいろんな関係の皆さん方の御協力をいただきながら、この地域の安全・安心の確保ということでの犯罪防止に、引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、できるだけ早く今お話にあるようなことが実現をすれば、こういうお話はなくなるということで、ぜひ地権者の皆さん方も含めて、御支援、御協力をお願い申し上げます。

いというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今現在の現状を見て、本当に危ない状態でありますので、ぜひとも先の期待は誰も持っているわけではありますが、再開発されることは本当に一番の解決策ということで、それは誰もわかっているわけですが、現状いつ何時事件が起きないとも限らないという状態でありますので、ぜひ市のほうでその対策を考えていただきたいなということをお願いしまして、この質問は終わらせていただきます。

3番目の質問に入りますが、高齢者の運転軽減社会をとということで、本巣市では高齢者になっても運転免許が返納できないのは、公共交通機関が今では十分ではなく自動車に頼らなくてはならないのと、また高齢者だけの世帯で買い物や通勤にみずから行かなくてはならないために、やむを得ず返納ができないというふうではないかなあと私は思っております。

今、高齢ドライバーによる死亡事故が全国で多発しております。警視庁の調べでは、昨年75歳以上の運転手が起こした死亡事故は、全体の12.8%を占めていたと。全年齢層の交通死亡事故件数は減少しているのに、高齢者による事故件数だけが依然として高い水準にあると書いてありました。

考えられる原因としましては、高齢者は飲酒運転やスピード違反ではなく、むしろ漫然運転で脇見運転や不適切な運転操作が多いということがわかっております。高齢者がそうした行動をとってしまうのは、加齢による認知機能の低下が大きく影響しているとのことです。

横浜市の市道で軽トラックが集団登校の児童に突っ込み、8人もの死傷者を出す事故は記憶に新しいところであります。運転手は87歳で、どこをどう走ったのか覚えていないと認知症の疑いがあったとされているドライバーでした。そのほかにも高齢ドライバーによる事故が相次いでおります。

スマートフォンのながらスマホ運転は許されるものではないですが、高齢者の運転は必要に迫られ、当人にとっては本当に運転していて事故を起こしたのは、まさかの不幸であります。事故の被害者はもちろん人生の終幕近くで加害者となり、やりきれない人生で終わることは、私も60の後半に入り決して他人事ではないなあと感じております。

3年に1度の免許更新時に認知機能の検査をする仕組みが、来春施行の改正道路交通法で強化されると聞いております。適性検査を3年ごとではなく身近に受けることができれば、事故を起こす前に未然に防ぐことができるのではないかと考えております。高齢者を抱える家族では、運転免許の返納をめぐる争いになるケースもあります。市の交通安全協会での車の点検とか運転の適性、返納の勧めなど機会をつくってはどうかと思います。

本巣市の高齢ドライバーの今の現状、割合を総務部長にお聞きします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

高齢者ドライバーの割合についてお答えをさせていただきます。

平成28年10月末現在で市内の運転免許保有者数は2万4,468名、そのうち65歳以上の運転免許保有者数は6,471名です。

また、今年度4月から9月までに運転免許の自主返納をされた人数は、14名となっております。

北方警察署管内におきまして、平成28年1月から10月末までの人身事故発生件数は348件と、昨年同時期に比べ57件減少しておりますが、交通死亡事故者数につきましては8名であり、昨年同期に比べ6名の増加となっておりますが、うち5名が高齢者となっております。以上であります。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

多分、本巢市も全国平均の高齢者がいて、事故も8名中5名が高齢者であったという結果が出ております。

認知症の前段階であるMC I という軽度認知障害になっても運転している人はかなり見えるんじゃないかなあとと思います。事故を起こさないために、検査機器を使ったリハビリに効果があったり、MC I の改善に効果があるトレーニングもしている自治体もあるというようなこともお聞きしました。現在では何らかの機会を利用し、こうした方が見えるという社会問題でありますので、こういった事故防止のために今の本巢市では対策をしているのでしょうか、それをお聞きしたいと思えます。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

高齢者の事故防止対策についてお答えをさせていただきます。

本巢市における対策といたしましては、高齢者の方が交通事故の被害者または加害者とならないように、市内各地において交通安全指導員により高齢者の交通安全教室を開催しております。

この教室では、主に歩行者や自転車、車の運転時の注意事項などの啓発をしており、開催状況は、昨年度は7回、今年度は既に3回開催し、今後4回の開催を予定しているところでございます。

また、法令講習会や交通安全大会等で高齢者の運転免許自主返納制度につきましても啓発しておりますが、平成29年3月に改正道路交通法が施行となり、75歳以上の運転者が認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときには、臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けることとなります。

いずれにいたしましても、今後も北方警察署や交通安全協会と連携し、市民一人一人の交通安全

意識を高めるため、また改正道路交通法及び運転免許証自主返納制度についての啓発を推進し、高齢者の方を含めまして交通事故防止活動に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

いろいろやっただいておりますが、高齢者の自主返納啓発もしているということでもあります。実は私もことしおやじを亡くしましたんですが、その3年ぐらい前に免許を返納しておるんですね。そのときに車を見ましたら、あちこちがべこべこに傷がついていて、これは相当どこかでぶつけておるなど、人でなくてよかったなあということを感じました。いろいろ問題はありましたが、素直に応じてくれましたのでよかったなあということを感じております。

そうしたことから、やはり自分がもう運転は無理だなと思ったら、免許がないと本当に困ると、今まで乗ってきた車が運転できないということは本人にとっては大変なことですが、それはやはり理解をしていただいて、返納を勧めていったほうが私は本当にいいなあと思います。

他地域で、京都府におきまして運転免許の自主返納に対する支援という資料がちょっと出てきまして、私ちょっと見たんですが、返納された方にタクシーのチケットとかクーポン券ですね、また本巢市はコミュニティーバスが走っておりますので、それに乗れば大方のところは行けるんじゃないかなと思いますし、そういう自主返納者に対する支援というのは、今の本巢市にはないと思いますが、今後考えていかれたらどうかなあということも感じております。

また、各店舗に協賛店を募っているいろんなサービスをしますよというようなことも、京都のほうでは出ているようです。コーヒーがサービスとか、店で買ってもらうと10%割り引きしますよとか、そんな協賛店も出ているというふうにお聞きします。いろんな手を尽くしていただいて、高齢者が事故に遭わないようにしていただきたいなあ、自分から考えを変えて返納していただけるとありがたいなあと思います。以上のことを考えまして、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

ずうっと聞いておってこれで終わりかと思ったら、何か私にも最後また答弁を求められましたけど、高齢者の事故防止対策ということで、本当に先ほどから先生がおっしゃるように、高齢者の方々の事故が本当に近年ふえてきておりますし、また本巢市内においては一遍車に乗ってくると、これはなかなか手放すと便利さを失うというのが怖いんでしょうかね。若原先生のところもお父さんがやったと言われたけど、私のところもおやじが側溝にはまって車は電柱にぶつけてくしゃくしゃになった。それを契機に私のところも車を取り上げて、免許証も取り上げて、やめさせましたけれども、それで人に危害を加える前に間に合ってよかったなあと私自身もそういうふうにしてお

ります。

ただ、何かなければなかなか踏ん切りがつかないということでもあります。また、免許証を返納した場合に何かそれにかわるもの、何かなくても困らないような仕組みというのを今後考えていかなきゃならないなというふうに思っております。

幸い、先ほどちょっとお話にございましたように私どもの本巢市内は、一応自主運行バスがずうっと市内を循環しておりまして、無料にしておりますので、よその市ですと金を取っているところはそれを無料にするとかという仕組みをとっているんですけど、私のところは既に無料でもありますので、買い物とかちょっとどこかへ出かけるというのは、そういうバスで動けるということもありまして、それ以外に何か支援策、それから返納をするような動機づけになるようなことが考えられれば、ちょっと一遍検討していきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、きのうの新聞でもありますように、高齢者の方々の事故というのはどんどんとふえていることは間違いありませんし、これから若原先生もお話がありましたが私ももう高齢者の中に入っております、あすは我が身と同じように思っております。そういうふうになる前に何とかカバーできればいいなあと思いつながら、自分自身の問題としても捉えて、これについても対応策は今後検討していきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ぜひ、よろしく願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

それでは、暫時休憩をします。この時計で50分まで休憩しますので、御参集ください。

午前10時32分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

続きまして、17番 大西徳三郎君の発言を許します。

○17番（大西徳三郎君）

1年ぶりの一般質問ということで、一般質問のやり方を、どう一般質問をしたらいいのかということで考えながら質問していきたいと思っております。

2点通告してありますので、順次質問をいたします。

1番目として、人口減少を緩和する方策についてということでもあります。

けさも本巢市本庁へ来るときに、玄関に表示してあります本巢の人口を見ておりましたら3万5,006人、10月末現在でありました。11月末が人口がどのようになっているか、もうすぐ発表され

と思いますけど、実質的には3万5,000人を切っておる本巢市かなと、そのように推察ができると思います。

そこで、今までこの本巢市3万5,000人の人口の市であったその要因というか原因は、南部が正直言って保ってきたかなというのが現状かなと思います。北部の人には何をと言われるかもわかりませんが、南部の人が、南部で人口が保ってきて3万5,000人を確保してきたかなと、そのように自分なりに考えるわけでありまして、そのことを踏まえていろんなことをお聞きしていきたいなと思っております。

このことにつきましては、前も質問をしておりますし、何だまた同じことを言っておるかということでもありますけど、特に1年間議長をやったこともありまして、ずうっといろんなことを考えながら昨今も議員活動を続けておるわけでありまして、そのことから含めて質問の趣旨であります。

この本巢市につきましては、もちろん北部に対する施策は本当に重要であります。移住・定住対策、またいろんなそれぞれきめ細かな施策はしておりますし、またそのことも日々行っていただいておりますけど、いずれにしても、北部において人口をふやすということはなかなか困難なことであります。それならば、南部をより活性化して人口をふやす、保つということが早いのではないかと勝手に思ったりもするわけでありまして。南部地域をより活性化し、また魅力ある地域にする必要があると思っております。

そのため、まず第1番目として、これは南部にとっては一番重要な施策であると思っておるのが、主要地方道岐阜関ヶ原線のことであります。

このことにつきましては、我々旧真正町の時代からずうっとこのことは議論しておるわけでありまして、完全4車線化するためということではずうっと訴え続け、また本巢市になってからも、このことは市を初め皆様方に訴え続けております。

今までにおきましては、樽見鉄道との交差が解決しないからなかなかできないんだということで、市民の皆さん、また住民の皆さんにそのような説明で何とか言い逃れができてきておりましたけど、樽見鉄道を高架にするということでそのことが解消されて、完全4車線化ができる状況になったということで、市長におかれましては、このことは努力していただきまして、樽見鉄道を高架にすることも市長の御努力によりできたということは承知しております。樽見鉄道の高架事業と岐阜関ヶ原線の完全4車線化、このことにつきましては、先ほど若原議員の質問にもありましたけど、やっぱりリバーサイドモール、またLCワールドがこのような状況になっておるといことがありますが、この完全4車線化になると、やっぱりいろんなことが変わってくるのではないかとそんなことを思い、まず第1番目の質問として、そのことを市長にお尋ねしたいと思っております。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、樽見鉄道の高架事業と岐阜関ヶ原線の完全4車線化の進捗状況と完成年度ということについてお答え申し上げたいと思います。

岐阜関ヶ原線は、岐阜市を起点とし、不破郡関ヶ原町へ至る延長約30キロメートルの路線で、緊急輸送道路にも指定されていると同時に、東海環状自動車道大野・神戸インターチェンジへのアクセス道路として、各圏域及び関西方面、三重県方面との広域的な連携を強化する重要な路線でございます。

本巢市内におきましては、宗慶から軽海の2,240メートルの区間の4車線化と踏み切り通過に伴います速度低下及び後続車両の滞留や渋滞解消による円滑な交通の確保のため、あわせ樽見鉄道の高架事業が進められているところでもございます。

現在、樽見鉄道の高架工事につきましては、現在、県と樽見鉄道との間で協議が進んでいるというふうにお聞きをいたしております。一方、主要地方道岐阜関ヶ原線の4車線化工事につきましては、今年度、軽海下四辻交差点から軽海城前交差点までの工事が実施されるとお聞きいたしております。今後も引き続き4車線化工事が進められると期待をいたしております。

お尋ねの本事業の完成年度でございますけれども、県から、現時点では工事は進めますが、完成年度はまだ明確に出せないというふうに今伺っております。しかし、早期供用に向けて事業進捗というのを進めていきたいということで、その方向で今事業のほうも進めていただいておりますので、これからも早期に整備が完了するよう、本巢市といたしましても県と協力しながら円滑な事業推進に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

大野・神戸インターが平成31年度供用開始というか、完成するということでもあります。

あの大野・神戸インターも、この岐阜関ヶ原線にあわせてインターをつくるということであると思います。ならば、この大野・神戸インターが平成31年度に完成するというので、それにあわせて、少なくともこの岐阜関ヶ原線、真正の南部を通っておりますけど、南部の樽見鉄道の高架と、今工事もやっていることも承知しておりますけど、急いで31年に合わせてやるようにしていただきたいなど。それに向けて働きかけをしていただきたいなど。市長は、今答弁がありましたけど、それぐらいの目標を持ってやってもらわないと、なかなか南部の一番重要な岐阜関ヶ原線の完全4車線化はできないのではないかと思います。くどいようでありますけど、平成31年度に向けて完成するように働きかけていただけないでしょうか、再度お聞きをいたします。

○議長（上谷政明君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

私どもの気持ちも、できるだけ早くやっていただきたいという気持ちは持っております。今、

ちょうど岐阜関ヶ原線、岐阜市から関ヶ原までの間のところで、今まだ工事が終わっていない部分というのが、私どもの本巣市内と、それから神戸町地内の、今度養老鉄道になりましたけれども、養老鉄道のいわゆる高架工事、鉄道じゃなくて道路が高架になるような工事というのが今進められておりますけれども、これを今4車線のところをやっておるわけですけど、今、片側2車だけ工事をやっていますけれども、この進捗状況を見ていますと、これもなかなかそのころまでに完成するのはなかなか厳しいようなお話も聞いておまして、全部できるのが。できるだけ我々も本巣市内、樽見鉄道の高架橋工事も含めまして、できるだけ早期に、そしてまた大野・神戸インターができたときに、31年度末ということですので32年に入りますけれども、その辺の時期に合わせて、できるだけ交通の流れに支障がないような形でやっていただきたいということは、これからも一緒になって要望活動をしながら県に訴えていきたいというふうに思っております。

[17番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

きのうの質問者の中で、岐阜県の予算自体も非常に厳しいということは我々も承知しておりますし、この地域の政治力が弱いというか、そういうことも言われるようなこともあったりもしてあれですけど、そのことは置いておいてでもありますけど、とにかく本巣市を活性化するためには、この岐阜関ヶ原線が非常に大事な道路であるということは、皆さんも御承知のとおりだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。

新たな工業団地の見通しはということで、このことにおきましては、さきの議会におきまして補正予算をつけていただき、新たな工業団地の設置というか、工業団地をつくるために調査をされる、その補正予算が通ったわけでありまして、大体このことは前も私質問しておりますので、そのことにおきまして地元の人たちは、もうあそこに工業団地が来るんだというふうなことで期待大であります。

要は、絵に描いた餅というのがありますけど、ずうっと餅が描かれておりっ放しで、その餅がいつ食べられるのかなというような状況で、ちょっと1カ月、2カ月も前に、ある人から、大西さん、いつになったらやるんや。いつになったら餅が食べられるのかねというようなことを言われまして、いや、もう少し待ってくださいと言ったら、その餅が落ちてしまってもいかんし、カビがついて食べられなくなってもあかんというようなことで、早く餅が食べられるようにしてほしいというふうなこともありました。あえて今回質問しておるわけでありまして、やっぱり新しい工業団地が、そういう用地があるということが、まちの将来というか、明るい見通しがつくのではないかと思っております。

先日も新聞にありましたけど、土岐市なんかは、名古屋というか、愛知県に近いという立地もあ

りましたけど、民間の企業が工業団地をつくって相当利益が上がって、県に2億円、土岐市に2億円を提供したというような新聞記事もありましたけど、やっぱり工業団地があるということがまちの一つの未来に向けた明るい本巣市になるということでもありますので、早くこの工業団地を示すのがベターではないかと思っております。そのようなことから市長にお聞きをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、新たな工業団地の見通しということについての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

本巣市におきましては、東海環状自動車道を活用した工業団地ということで、屋井工業団地を整備してまいりました。東海環状自動車道の整備が現在も着々と進んできたということで、本巣市が物流の拠点として評価が高まりまして、屋井工業団地、12.35ヘクタール、6区画の分譲が本年8月で完売いたしまして、現在、本巣市内にはこういった企業を誘致できる工場用地がない状況でございます。

本巣市の、先ほど来お話がありますように、3万5,000人云々というお話もありましたけれども、こうした人口減少していくのを緩和するためには、今後も産業の振興と安定した雇用の創出というのが極めて重要でございます。引き続き企業の誘致によります産業振興と雇用創出を推進するために、新たに工場用地を確保していきたいというふうに考えております。

この新たな土地の確保につきましては、既存の工業地の周辺、特に産業誘導地区に隣接する土地が候補地として適当と考えておりまして、本年9月補正におきまして、新規工業用地に係る適地調査につきまして予算の承認をいただきまして、現在、候補地の選定に向けての業務に着手したところでもございます。

そうは申しましても、この適地調査の対象となっております産業誘導地区に隣接する土地につきましては、先ほど来お話がありますように、土岐のほうとかいろいろお話がありましたけれども、東回りのほうは、今までどちらかというと農地とかじゃなくて、丘陵地、山とかいうのが大半でありまして、そういった規制がないところでありましたので、すぐに山を崩したり何かすることによって、東回りはほとんどが優良農地とか住宅地を通らずに山を削って工業団地をやったということで、簡単に工場団地の造成ができたということで、大きいのは東回りの整備によって潤ったわけがありますけれども、翻ってこの西回りを見ても、海津のほうからずうっと岐阜市に向かって、この西濃岐阜地域は、西回りの地域は大変優良農地ということで、県にとっても国にとっても農地として大変いい農地であります。なかなかここに手をつけるというのは、今まで厳しいということで、現在西回りの地域のところで工場用地の話がいろいろありますけれども、お隣の大野町、神戸町なども含めてそうですけれども、みんな工場用地の取得に苦慮している。これは全て優良農地があるがゆえになかなか大規模な開発ができないということで今苦慮しているところでありまして、

それを少しでも打破しようということで、我々は9月補正でお願いしました、いわゆる現在の工業団地周辺のところを拡張するような形で工場の適地を生み出して、そこに企業を誘致していこうというその手法をとっていくということで今現在進めているところでもございます。

そういったことで、今回、そういった隣接する土地について見てみますと、ほとんどが市の特定用途制限地域でございます。また田園居住地区で、原動機とか作業内容の制限もございます。なかなか工場の建築物が建設できないということもあります。また、ほとんどが、先ほど申し上げましたように農地区分の1級農地、いわゆる優良農地でもあります。また農振農用地でもございまして、これを進めようと思うと農振除外というのが必要になってくるということで、一般的な農振除外でございます5要件というのを満たすことによって開発していかなきゃならないというような、いろいろそういった課題がございますけれども、こういった課題を一步一步解決しながら調査を進めていきまして、来年3月までには、今回5カ所から6カ所適地をされると言っていますけれども、その中で1区画2ヘクから4ヘクぐらいの工場用地の候補地というのを選定して、来年度より地元の雇用創出や地域の活性化につながる優良な企業の誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

この2ヘクから4ヘクぐらいといいますのは、農地法の改正がございまして、4ヘク未満になりますと県の許可権限までおりてくるということもございまして、何とか国まで上げずに、県のレベルまでのところで話ができればなというふうなことで、それぞれの地区のところでは1カ所ないし、それから2カ所分譲できるような適地を選定して、企業誘致につなげたいというふうに思っております。

それとあわせて、この地域を、その計画とあわせて、今現在、都市計画の見直しをしておりますけれども、都市計画の中にもこの部分を据えて、工場にしていく、いわゆる産業誘導地区にしていくということでの都市計画の見直しもあわせてやっていくことによって新たな工業用地を生み出して、企業誘致にこれからも一生懸命取り組んで、産業振興と雇用の創出に努めてまいりたいというふうに思っております。

[17番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

市長の言われたことは私も十分承知しておりまして、大変ではあるということは承知しております。

しかし、地権者たる人たちは、そんなことは関係なしで、そういう計画だったらすぐでもやってくれよというふうなことで、何とか早くなりませんか、早く餅を食べさせてくれというようなことが地権者の皆さんの考え方であります。

そのようなことから、いろんな事務的な手続、いろんなことが今やっていただいておりますし、やっていただけるということは承知しておりますけど、その過程におきまして、私も一肌脱がせて

いただいてもよろしいので、地権者の皆さんとの話はさせていただきたいなど、できればそういうこともして、努力させていただきたいなど思っておりますので、何とか早目に計画ができるようによろしく願いをしておいて、次に行きます。

3番目で、真桑・弾正幼稚園の新園舎の完成年度はということであります。

このことは、若原議員が前の議会で質問されて、市長も新園舎をつくっていくということは述べられております。そのことは承知しておるわけでありまして、それを受けて、我々地域の幼稚園に通っている親さんたちから、向こうから話をしてくるわけですが、特に弾正幼稚園におきましては、今までも狭かった園舎でありました。うちの孫が今小学校2年生でありますけど、あそこで4年間、弾正保育園でお世話になったわけでありまして、そのときも私もちょくちょく行く機会がありましたので様子をうかがったら、やっぱり狭いところに百何人おるのも本当にかわいそうだなということをおもっておりました。

今、その当時120人ぐらいおったと思っておりますけど、特に真正地域におきましてはちょうど3つに線を引いて割ったということで、弾正幼稚園におきましては、今、二十五、六名ふえてしまって百四十何人今おります。ずうっと幼稚園につきましては、それぞれ糸貫も、本巢も、根尾も、また真正地域の真正幼稚園も完成してきておりますけど、真桑幼稚園もずうっと前からいろんな問題があつて、あの狭いところにぐずぐずにおつたり、またいろんな地域の関係もあつたりなんかして、非常にあその場所にずうっと子どもを守りしておるということも大変でもあつたということは事実であります。

そんなことから、新園舎をつくっていただけるということは承知をしておりますけれど、一刻も早く、弾正も真桑も早く完成してほしいということをおもひまして、市長にお聞きをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長にお求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、真桑・弾正幼稚園の新園舎の完成年度につきましてお答え申し上げたいと思っております。

本巢市の第2次総合計画の基本計画に子どもが健やかに育つ環境づくりという中に、幼児・保育施設の主要施策と主な事業ということで保育施設を整備し、保育・幼児教育を充実しますというふうに掲げさせていただいております。

保育施設の整備事業といたしまして、今年度から市内の幼稚園・保育園を全て幼稚園化をいたしまして、市内8つのそれぞれの園で、就学前までの子どもの成長と発達を見据え、幼児教育と保育が両方受けられる、そういった機会を保障した施設を建設したところでございます。そして、豊かな心と次代を担う子どもを育てていくという、そういう環境をあわせて整えてきたところでございます。

そしてまた、保護者の就労状況による預かり保育に対応した市内統一的な保育サービスというのを提供させていただいているところでも、あわせてございます。

こうした中で、御質問の真桑・弾正幼稚園の新園舎の整備でございますけれども、先ほど大西先生のほうからお話がございましたけど、6月議会にも若原先生のほうから同様の御質問がございまして、そのときに真桑・弾正幼稚園の整備というのについて進めていきますよというお答えをさせていただいたところでもあります。

その後、整備に当たりまして、解決していかなきゃならない課題というのを整理してまいりました。その結果、いわゆる園舎の経過年数によります施設整備補助金というのが、旧の真桑と弾正には補助金をいただいております、こういった年数によりまして補助金の返還というふうな問題も出てくるということで、施設整備補助金の返還の問題、また新市になりましてから地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのもいただいて、ちょっと整備もさせていただいたということで、こうした交付金の返還の問題、そしてまた、あわせて施設を改修したときに合併特例債というのを使っております、こういったものの繰上げ償還金の返済というようなもろもろの金銭的に関係する問題が出てまいりまして、こういったものを何とか最小の、いわゆる返還金で済ませるような、経費負担となるような、そういう時期を今検討していこうということで、こういったことも検討してまいりました。

また、整備した後の跡地利用は何に使うかという、まだ、先ほど申し上げました臨時交付金、合併特例債などを使ってつくった建物がございますので、そういうものをどういう形で使っていくかというようなことも計画をしていかなきゃいけないということで、いわゆる補助金の問題、特例債の問題、また、そして跡地利用をどうしていくか、その有効活用をどうしていくかというようなことを、今現在課題として整理をしているところでございます。

こういったことで、この整理の進捗状況を見きわめながら新園舎の整備の時期というのも決めていきたいと思っております、私どもの希望としては、何とか真桑幼稚園は平成29年、来年度から諸手続を始めていきたいなということで、3年ぐらいで、平成31年度末に完成ができるような形でスケジュールが組めないだろうかということで、今検討を進めているところでございます。

また、弾正幼稚園につきましては、この施設が真桑におくれて2年後になってきているということもございまして、真桑幼稚園と少しダブる期間が出てまいりましてけれども、平成31年度ぐらいからスタートして、33年ぐらいに弾正のほうも整備ができればいいかなというようなことで、今現在、とりあえずは真桑の幼稚園を新年度からスタートさせていただくということで、今現在検討を進めているところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

いろんな事情があるという、金銭的ないろんなことがあることは私も承知をしております。真桑が29年、来年度からやって、3年計画で31年。弾正はその後ですよという話ですけど、先ほど言いましたように、それは行政側の事情であって、大人の事情であります。そのことは子どもには全く

関係なく、小さな子どもが小さな園舎の中にぎゅうぎゅう詰めになって保育をしておるということで、行政の事情でそのようなことではなくて、やっぱり一年でも早くやるのが行政側の務めではないかと思います。

そのようなことから、弾正幼稚園におきましても真桑と同じように、両方一緒にやるというのは、本巢市としては財政負担というか、一遍にお金が出るので大変ということはわかりますけど、やっぱりそれくらいの気持ちでもってやっていただきたいなど。弾正も真桑幼稚園と同じように並行してやっていただきたいなど強く要望するわけでありますけど、その点、市長いかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

再質問ということでございますけれども、真桑幼稚園のほうの整備は29年からスタートでございます。実は、これは3年ほどかかるというのは、ちょうど真桑幼稚園は、真桑小学校のときも同じでございましたけれども、文化財の包蔵地などもございまして、この辺の地区は、まず、一時いろんなことで、農地転用云々でいろいろとまた御心配をおかけしましたけれども、こういうところが包蔵地になっていまして、文化財の発掘調査というのがどうしてもかかってくるということで、年数がかかってくるということでもございます。それで、どうしても3年程度の時間をかけなければなかなか完成しないよということがございます。

そしてまた、弾正幼稚園のほうは、先ほど申し上げましたように、補助金の問題等もありますけれども、経費、1園大体約10億近い金を投入するわけでございますけれども、できれば同じ年度にが合わないように、少し計画的に予算を執行したいということから、真桑幼稚園の建物が、おおよそ目安がついたころに着手をしていきたいということで今現在考えております。

いずれにいたしましても、どれだけ前倒しでできるのであれば、またそういうことも含めて御要望ということで、また、しかも実際通っている子どもたちは今現時点での園舎のお話ですから、何年後という云々というのはなかなか、確におっしゃるとおりでありますけれども、そういういろんな諸事情等も踏まえながら、そしてまた大西先生の今のお話の希望等のお話も含めながら、また可能かどうかということも含めて、また今後の検討ということでさせていただきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、まず真桑幼稚園を29年から始めさせていただいて、できるだけ早く包蔵地等の文化財保護なんかの手續を速やかにやって、前倒しできれば前倒しも早く、少しでも待つと言わずに、半年前でも2カ月前、3カ月前でもということで、できるだけ早く、今現在おる子どもたちがその期間の中で少しでも使えるような形で早期の完成というのを目指してまいりたいというふうに思っております。

[17番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ありがとうございます。いずれにしても、正直言いまして、さっきも言いましたけど、私を呼びとめて、大西さん、とにかく真正幼稚園、前は真正幼稚園におったんだけど、弾正幼稚園に行ったんだけど、前は広々と健やかにあそこで保育していただいていたけど、こんな狭いところに来てしまったということで、それが親の本当の意見というか、姿であろうと思います。そのことは、子どもたちがそのようになっておるといって、今、その子どもは、完成するころにはもちろん小学校に上がってしまっておりますけれど、1年1年下から入ってくるわけですけど、とにかく1年でも早くいい施設で保育ができるようにしていただきたい、頑張っていたきたいなと思いますので、その点、市長も今前向きなことを発していただけたので、御期待申し上げて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次、4番に移ります。

本巢消防西分署の東の市道を国道303号につなぎ、幹線市道にする計画の進捗状況はということであります。

このことは、以前も質問したと思っております。それから余り話が進んでいないということも承知しております。

このことを取り上げたのは、実は糸貫の西・南の地域の皆さん、そう何人も親しい人がおるわけではありませんけど、その人たちに、たまたま2人の人でしたけど、たまたま僕が議長をやっておりますので、議長さん、ちょっと話を聞いてくれということで言われまして、そのときに言われたのは、この地域は陸の孤島だと。行政の日が当たっていないということを言われました。何を言っているんですかと、全て皆さんに公平に市はやっておるし、そのようなことだと思いますけれども、そんなことを言われるのはちょっと理解できませんけどということを行いましたら、いや、実はこの地域は非常に、団地があって人はふえてきており、また西に屋井工業団地ができたけど、前から住んでいる者にとっては何も変わっていないと。何もこの地域は行政の恩恵を受けていないように思いますということ言われたことがあって、ええっということ頭を抱えたようなことがありましたが、そのことから考えて、この道路につきましては前も質問したわけですけど、あの地域におきましては、田之上屋井線というのは非常に細い道でありまして、これ以上は拡幅ができない道路でありますので、だから、そのバイパス高架ということで提案をしておるわけですけど、このことができれば、303からちょっと曲がりますけど、曲がって政田川を通過して道をつくって、消防署の東の市道につないでいくと。それからずうっと南に行くと瑞穂市の巢南分庁舎の前を通るわけですけど、そこにつないでいくという構想なんです。

たまたまそういうことができるとなれば、今、その地域にしてみれば、岐阜バスも通っていないわけでありまして。うちの市のバスは、もとバスは通りますけど、岐阜バスも通っていないということで全然、それを言われたのはそうかなと思いますけど、そういう足の便も悪いというようなこともあるかなと思います。

そういうことから、この道をうまく完成させれば、岐阜バス、今、私も総務課へ行って岐阜バス

の時刻表をずうっと見ましたけど、大野バスセンターから蕨川橋を通過してモレラへ行って、北方のバスセンターから穂積へ行くとか、岐阜へ行く。また、大野バスセンターから南へ下って新大橋を通過して真正、政田のほうへ入ってリバーサイドとか、郵便局の前を通過して東、要は旧の揖斐線を伝って行って忠節から岐阜駅へ向かう、そういうバス路線が何本もあるわけでありまして。それを、この道路をつくれば、また新しい路線もつくれるかなど。大野バスセンターから新しい道路をつくれれば、バス停を2つぐらい設ければ、地域の足の便もできるのではないかということで、この道路を、まだ幻にありますけど、つくることが本当にその地域にとっては大事な道路になるのではないかということをおっしゃっています。

ちょっと話は脱線するかも知れませんが、うちの地域は、正確に言うと政田更屋敷、西が浅木北町という地域でありますけど、その地域の中に今8軒目の家が建ちました。3年前から数えまして8軒目、もうすぐ9軒目が建ちますけど、一軒一軒家が、2軒・1軒・1軒ということでふえて、今8軒目をつくっております。その人たちにちょっとお聞きしましたら、なぜこちらで家を建てられたんですかとお聞きしましたら、一番は消防署がすぐ近くだと。それが一番のここへ来た理由ですということをおっしゃいました。119番へかけると1分で救急車が来るということで、それが一番の魅力であるということが、そういうことをお聞きしました。学校も幼稚園も近いし、若い人だから、買い物どうのこうのについては車で行かれますのでいいんだけど、消防署が一番近くにあるということで、そんなことで、今うちの地域に新しく入ってくる、8軒のうち1軒は東町に行きましたし、1軒は浅木北町、あと残った6軒はうちの政田更屋敷に入ってきましたけど、これが現状であります。

そんなことで、一つのものがあるということ、一つの道路ができるということで、やっぱり人がふえるというか、家がふえるということが現実かなと思います。

そのようなことから、話が脱線しましたが、この道路をつくることによって、その地域におきまして、これは我々の地域にも当然影響するわけでありまして、何としましてもこの道路を、地域の皆さんの御理解をいただいて完成できるように努力していただきたいなと思ったりもするわけですが、その点についてのお答えを産建部長にお聞きしたいと思っております。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の本巢消防西分署東の道路を幹線道路にする計画の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

平成25年6月において、議員から本巢消防西分署の北川交差点から屋井工業団地までのアクセス道路について御質問をいただきまして、準幹線的な市道でございますので、前向きに検討したいということで答弁をさせていただいております。

これまでに市道真正2062号線と市道真正2002号線との交差点及び市道糸貫2074号線と県道田之上

屋井線との交差点の検討など、概略設計を行ってきたところでございますが、全自治会との調整がまだ進んでいないところから、事業化への取り組みがおこなわれている状況でございます。

今後は、関係自治会と連携をとりながら進めてまいりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

地元の人たちにおきまして、この道路を望んでおる人が大方かなと思っておるわけでありまして、中には反対されておるといふことも承知しておりますけど、やっぱりこのバイパス道路ができるということによって、自分でもそうだし、自分の子どもや孫たちにとってもこの道路があればいろんなことが便利にもなるし、生活もしやすくなるということで、いろんな機会を通じて説得というか、御理解を願って、何としても事業化できるようにお願いをしておきたいと思っております。

続きまして、5番目の都市ガスの埋設工事が進んでいるが、多くの受益者になるよう施工会社に指導、協力依頼をすることというこの質問であります。

この都市ガスにつきましては、北部の方は御存じないかもわかりませんが、きょう、安藤議員も都市ガスの工事についてちょっと質問がありましたけど、結構南部のほうでは、この都市ガスの埋設工事が進んでおります。その都市ガスは、要はガスを多く使う事業所というか、そういうところに向かって都市ガスを供給するためにガス工事をやっておるわけでありまして。といっても、そのガス管を通すのは主に市道を通っていくわけで、地元の許可と市の許可があって初めて埋設できるわけですけど、これもインフラ整備の一つということで堂々とやっていくわけですけど、その点、その通っていく周りの地域にとってみて、ガス管が通っていくことは、この地元は何の利益があるんだということなんです。

ことしも埋設工事が、中圧管を主に通していくわけですけど、低圧管というか、低圧管というのは各家庭へ入ってくるガス管ですけど、低圧管もやってくれておるわけですけど、低圧管は、ことしは糸貫の仏生寺と北野も一部は入りまして、また、真正の政田浅木地域にも、実は低圧管の工事をやってくれました。それを見ておると、そのガス管が通った右・左、要は住宅密集地しか入っていないわけです。住宅密集地から100メートル・50メートル離れておると、そこは全然対象外で、要は住宅密集地で、一本通ったら右・左、右・左、そういうところが一番ガス会社としては理想的なんでしょうけど、しかし、せっかくガス管が通ったのに、50メートル先におるんですけど、うちは何でガス管を通してくれんのだということが、そういうことを言われるんです。

といいまして、これは民間会社のやることですし、プロパンで十分であるということも言われる人もおりますし、うちはオール電化だから、別に何も関係ありませんと。オール電化だったら何も関係ないことかもわかりませんが、そんなことから、最後はやっぱり市が許可してガス管を埋設しておるんだから、そのところは何か施工会社に対してもうちょっと幅広く、もうちょっと

広く目を開けてやってくれないかと、そういうような協力依頼ができないかということについてお聞きをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議員御質問の都市ガスの埋設が進む中、多くの受益者になるよう施工業者に指導・協力依頼をすることについて、お答えをさせていただきます。

昨年度より、真正地域におきまして東邦ガスにより都市ガスの埋設工事が進んでいることは、委員が御承知のとおりでございます。

本工事は、既に施工済みのガス本管が北方町方面より北部及び南部方面に枝状に伸びたガス管でガスを供給する、いわゆる片送り状態でございます。不安定なガス供給になっておりますが、これを解消し、より安定したガス供給を行うため、屋井工業団地より南の地域及び小柿地内の西部連絡道線の埋設工事を行うことにより、ガス管を環状型にするものでございます。

本工事により、ガス本管が拡張され、今まで都市ガスの利用ができなかった地域におきましても利用可能になることと思っておりますが、一般家庭に利用していただくためには、中圧から低圧に圧力を変換する必要がありますが、条件に合えば低圧管を拡張することも可能だと伺っております。

現在、工事完了区間におきまして、企業側が営業活動を行っておりまして、本年4月から10月まで、40件の新規加入がございます。今後につきましても、さらに営業活動を強化すると伺っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

よろしくお願いをいたします。

大きい2番目の新年度の予算編成の方針についてであります。

昨日、同僚の黒田議員から同様の質問がありましたので、黒田議員の理にかなった質問ではなく、私はさっぱりとしたことでありますけれども、市民の市に対するニーズは多種多様であり、自治会の要望事項も毎年多く提出されてはいますが、3年、5年、10年先の本巣市が住みよいまち、また安全安心なまちになるよう予算編成すべきと思っておりますが、お考えをお聞きいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、新年度の予算編成の方針につきましてお答えを申し上げたいと思います。

今、大西先生のほうからお話がありましたように、きのう黒田先生のほうから同様の御質問がございまして、お答えいたしました。少し重複する部分があるかと思えますけれども、よろしく願います。

現在、新年度の予算も今策定を進めていただいておりますけれども、その編成の方針ということでは、きのうお答え申し上げましたように、昨年度策定いたしました第2次総合計画及び地方創生の総合戦略に掲げた事業の着実な推進を図っていくということを前提として、現在予算編成作業を行っているところでございます。

この予算編成の方針の中では、今までも言っておりますけれども、徹底した経常経費の削減を図るとのこと、そして成果とコストの適性化を図って、いわゆる最小の経費で最大の効果を生むというようなことをしっかりと踏まえながら予算編成をしてくれということによっております。そして、市政の推進の基本でもございますもっと元気で笑顔あふれる本巣市づくりの実現に向けて政策を押し進めていこうということにいたしております、それは、昨日もお話し申し上げましたように、私の市政推進の基本でもございます活力・安心・福祉・安全・快適・育成の6つの基本政策に基づいて、市の事業をそこに計画的に掲示をして進めていこうと。そして、それを進めるに当たりましては、今年度もやっておりますけれども、新年度におきましても、よりきめ細やかな予算編成にしていきたいということで、また11ほどの点検項目というのを設定いたしまして、それについてさらなる点検を行い、欠けているものについては新たな施策を打ち出したり、また拡充・強化をするというようなことをいたしております。

いずれにいたしましても、新年度予算におきましても、これから先をずうっと見据えて、今最大の課題でもございます地方再生、それから経済再生というのが最大の今眼目でもございますので、この2つの大きな目標に向かって、重点的には移住・定住の推進でございますとか、子育て支援の強化、また景気・雇用対策というようなものも重点的に取り組んでいくということで、先ほど申し上げました点検項目と重ね合わせながら、この3つの事業、そして大きな2つの地方再生、経済再生というのに結びつけるような予算編成をして、これからも市民がこの地域で安全・安心な生活ができるように、そして、そのための基盤整備ができるように新年度予算に取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、また予算編成に当たりましては、また議会の皆様方からもいろいろとお知恵もおかりしてさせていただきながら、そういった事業も新年度予算の中に取り込みながら、みんなでつくり上げるような形で予算編成ができればというふうに思っておりますので、引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げたいと思っております。どうかよろしく願います。

[17番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。そのようなことで、よろしく願いをいたしたいと思っております。

久しぶりの一般質問ということで、時間の配分をちょっと間違えましたかどうかわかりませんが、そんなことで終わりたいと思います。御清聴いただきましてありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩をします。再開は1時から再開しますので、御参集ください。

午前11時47分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告を4点してありますので、順次質問をいたします。

第1番目は、国民健康保険の都道府県単位化、岐阜県でいうと県単位化ということであります。この岐阜県で国民健康保険を一本化するという、これが再来年度、平成30年に実施されるということで、今、県では相当準備が進んでいるだろうというふうに考えておりますが、今どんな状況にあるのかということを確認しながら、市としてその中でどう取り組んでいくべきなのかというような問題について幾つか意見を申し上げ、また考えをお伺いしていきたいというふうに思っています。

まず第1番目には、今申し上げたこの単位化に向けた状況が今どうなっているのかについて、まずお伺いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

国保の県単位化に向けての現状についてお答えさせていただきます。

国民健康保険の県単位化に関しましては、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国保を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等措置を講ずることとし、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営などの責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営において中心的な役割を担うことにより制度の安定化を図ることとされております。

市町村におきましては、保険証発行などの資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っていくこととなります。

このため、岐阜県では平成27年8月に、県と市町村等が意見交換を行って認識の共有を図るとともに、対応策等の検討を行うことにより改革の円滑な実施に資するため、岐阜県国民健康保険改革対策検討会を設置し、下部に財政運営・保険料部会、市町村事務効率化部会を置き、医療費に要する費用及び財政の見通し、市町村における保険税の標準的な算定の方法、保険税の徴収の効率的な

実施、保険給付の適正な実施等について検討を重ねている状況でございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の報告によりますと、27年の8月に意見交換会を持って、それぞれの部会、会議を設けて、それぞれの分野について検討しているということで、それからもう1年数カ月になるわけでありましてけれども、具体的な方向性というのは何ら出ていないということなんでしょうか。

○議長（上谷政明君）

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

検討会でございますが、27年8月に初回を開催しまして、今までで5回。あと、ことしに入って財政運営・保険料部会、市町村事務効率化部会をそれぞれ2回、1回ということで検討しているところでございます。

それで、国保の県単位化により、県は市町村間の所得水準、医療費水準を調整し、市町村ごとの保健事業費の納付金等の配分、また国保事業費納付金を納めるために必要な保険税率を示すということになっておりますが、現在、県では簡易版の国保事業費納付金等算定標準システムを導入しまして、納付金の算定の試算を行うため各市町村から必要なデータを集め、来年の1月末をめどに、簡易版における納付金の額及び標準税率の試算結果を出しまして、それにより検討していくこととなると思っています。

また、その後確定版の納付金の算定システムにより納付金の額が決まっていくことになっております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

だから、1月におおむね方向が、具体的な数字が出てくる可能性が高いということでございますね。だから、今の段階でいろんなことが十分市として把握できていない、あるいはまたどうなっていくかということがわかりにくい部分はあるというふうに思いますけれども、今の段階で想定できることについては、やはり市としていろいろ考えをまとめていく必要があるだろうということで、2番、3番の質問を出しているわけでありまして。

そこで、2番目に移りますけれども、この国保の県単位化によって、市民への影響というのはどういうことが想定されるでしょうか。その点についての考えをお伺いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

市民の影響についてお答えさせていただきます。

この改革によって、市民の方々の医療給付につきましては今までどおり受けていただくことになると思いますが、この国保の県単位化に向けて、平成27年度から、低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対策となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充し、平成30年度からは国保の財政機能の強化、自治体の責めによらない要因の医療費の増加や負担への対応、医療費の適正化に向けた取り組みに対する支援ということで財政リスクの分散・軽減方策として、高額医療費への対応など、あわせて毎年3,400億円の財政支援を行うこととされておりまして、市民への負担軽減が図られると考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、説明されたことについては、国の都道府県化の方針の中で示されている内容であります。この国保を取り巻く現状というのは、ことしの7月にこういうのが出ておりますけれども、その中で、結構膨大ですのでほんの一部だけ申し上げますと、財政基盤の問題について数点触れています。その中で、国保の加入者については所得水準が低い、保険料の負担が重い、あとは収納率が低いとか書いてありますけれども、住民にとって、この都道府県化によってどう変わっていくか、スケールメリット、大きくなればいいことがあるというふうな宣伝がされておりますけれども、この所得水準が低いということは全く変わりませんし、保険料の負担が重い、これが、低所得対策については今説明があったとおりでありますけれども、全体的な保険料が高いということが言われていますね。その結果として収納率の低下ということも起きているわけでありましてけれども、この都道府県によって、今言われた低所得者対策だけでなく、全体的な保険料負担が重い、このことについてはどういう方向で改善が図られていくというふうに思っておられますか、お考えがありましたらお伺いします。

○議長（上谷政明君）

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

市民の負担ということでお答えさせていただきます。

国保の県単位化につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するものでございまして、国の財政支援の拡充等により、一般会計からの法定外繰り入れを解消、または削減することとされております。

現在、本県市国民健康保険の会計におきましては、法定外の繰り入れは行っておりませんが、国保財政の安定的な運営をしていくために収支を均衡化させていくことが重要と考えております。

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

なかなか難しいんだらうというふうに思いますけれども、現実的に国民健康保険税、また保険料というのが高いということが全国各地で言われています。スケールメリットを生かして、それが是正することが可能なかどうかということになると、ほとんどこの文書、国のガイドラインにしろ、あるいは県の指針を見てもほとんど明確にされていないんですね。この部分については避けて通っています。

その中で言われているのは、医療費の適正化ということが頻繁に言われます。医療費の適正化、言葉だけ見ると、まさに適正にするということですよさそうですけれども、言いかえれば医療費を抑制すると。そのためにこうした事業をやるということ随所で述べているわけですね。そうすると、今、市民にとっては今までよりももっと医療費を、要するに医者にかかるのをもっと減らせと。3番にもかかわってきますけれども、それをきちんとやらない市町村についてはペナルティーがありますよという可能性があるというふうに考えざるを得ないシステムになっていると思うんです。

だから、市民の負担をどう軽減するかということについては、3番にもかかわってきますので、3番にちょっと入りますけれども、では市への影響はどうかということ、国が示したガイドラインがありますけれども、その中で運営のあり方という中でこのように書いています。都道府県が都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示すと。統一的な運営方針というのは、今まで市町村がやってきた、保険税を決めるとか、そのほかの保険の実務をそれぞれ担ってきたわけがありますけれども、この都道府県化によって財政面については県が握ると。実務的な面は市町村が今までどおりやいなさいという形ですね。そういう中で統一的な運営方針ということは、実際に幾らの保険税を決めていくのか、その率についても県がタッチをしてくるのか、あるいは従来どおり固有の事務としてそれぞれの市町村でやってくれということなのか、そういったことについては、去年の7月からの話し合いの中で実際論議はされているでしょうか。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

市の影響ということで、市の役割としては、国民健康保険税の賦課・徴収を行い、県が決定した国保事業費納付金を納めること、また地域住民と身近な関係のもと、引き続き資格管理、保険給付、保健事業等の国民健康保険運営に関する事業を実施することになります。

また、平成30年度からは、保険者努力支援制度として医療費適正化への取り組みや国民健康保険税の収納率に関する取り組み、特定検診・特定保健指導の受診率向上に関する取り組みを推進していかなければならないものと考えています。

それで、統一的な取り組みということですが、県が納付金の額の確定と標準的な保険税率を示すということで、それをもとに市町村が保険税率を決定していくわけですが、その保険税率の設定に当たっても、鶴飼議員さんが前から言っていますとおり、逆進性ということで低所得者への負担が大きいということがございます。その点も含めて県が示した保険税率と、その辺の整合性を図って決めていきたいと考えております。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鶴飼静雄君。

○18番（鶴飼静雄君）

今の段階で、部長がなかなか言いにくい部分、また十分はっきりさせられない部分というのもあると思いますけれども、いずれにしても、統一的な運営方針ということで県が財政を握るわけですから強い立場なんですね。そちらから市町村に対してこうなさいという命令的な、あるいは強制的な話がされると、さまざまな問題が生じてくるだろうというふうに思わざるを得ません。

この統一的な運営方針の中で、ちょっと気になっているのは2点あります。1つは、先ほどちょっと触れましたけれども、医療費の適性化ということがしきりに言われる。医療費の適性化を、要するに言いかえると、医療費を下げたところは、この賦課総額というものはある程度いじれるんですね、県で。医療費をきちんと下げたところはプラスする。医療費がなかなか下がらん、上がっていくようなところはマイナスするという操作をすることは、やるかどうかは別にして、可能な制度になっていますね。

それともう一つ、都道府県化ということが言われ始めたときには、保険税・保険料の税率については県下一本にするという話もありましたね。でも、現実的にはそれは非常に困難だということで、それぞれでやるということになりましたけれども、国のガイドライン等では、いずれそういう方向へ行こうということがどこかで示されています。そういったことについては、各市町村のいろんな声を聞きながらきちんとやっていくシステムになっているかどうかということが重要な問題で、これからも実際30年までも、また30年以降も市町村との協議の場を設けて、市町村の意見を聞きながら進めていくということにはなっていますけれども、それは言うことを聞かなければならないとはなっていないんですね。意見を聞くだけで、一方的に進めることは可能なシステムになっているので、かといって黙っているわけにいかないの、市として、やっぱり言うべきことはしっかり言っていくという進め方を、今から、やっぱりいろんな会議でやってほしいという思いを込めて今回は質問しているんです。

今の段階で全てが明らかになっているわけではないし、先ほどの保険料率にしても、とりあえず来年の1月という段階ですので、細部についていろいろ言うつもりはありませんけれども、ただ、そういったいろんな心配がある中で物事が進められていく。そういった、やっぱり住民にとっても市にとっても不利益になるようなやり方については、やっぱり本巢市として、あるいは本巢市だけじゃなくて、よその市町とも連携しながら意見を上げていくというシステムをみずからつくって

くことが大切だろうというふうに思っています。だから、その辺でぜひ頑張ってもらいたいというふうに思っています。

一応、括弧して市長と書いてありますので、その辺の思いだけ市長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

国保の県一本化についての影響とかはどうかというようなことのお尋ねでございます。

今、部長がお答えを申し上げたとおり、まだ流動的なところもございます。県のほうでこれから作業が進められて、いずれ我々のほうにも言ってくると思っております。

ただ、基本的な考え方は、先ほど来お話し申し上げましたし、また鶴飼議員もおっしゃっているとおりだと思います。県が、やはり最終的にはそれぞれの市町村で納める金を決めてくるということは、もう間違いない話でありますので、これに基づいて、この金をそれぞれの各市町村が納めると。納めるに当たっては、どういう形で賦課・徴収するかというのが、今までと同じように各市町村で考えていくことだということでございますので、国保の根本的な大きな動きには、市町村が今までやってきているところについては、余り大きな差はないというふうに思っておりますし、また今回のこういった一本化になって一番大きいといえますか、まず市町村にとって、国保会計にとっていいのは、私ども本巢市も数年前にインフルエンザ等々が発生して、一気に医療費がふえたときがありますけれども、ああいうようなときには保険税とかをそんなにいっぱい持ち出さずに、県の本化された会計の中から、国からの支援をいただいた金をそこに補填をして、当該年度などの緊急の医療費の、いわゆる負担の増というのを避けるような仕組みになっているということでありまして、大きな動きのときは、我々市に直接関係ない部分でふえたり減ったりするところにそういう機能が働くのかなということでありまして、基本的には今までの国保のときとそんなに変わることはない。

ただ、問題は、先ほど来お話がありますように、しっかりとした納付義務を、納付をこれだけ納めなさいよと言ってきたところに、それだけの金額を納めるやつについて払わなかったり、それから徴収が悪かったり、医療費がもっとたくさんかかったりとかいうのが出たときに、今、先ほど来お話がありますように、ペナルティーというんですかね、そういうようなことが今の仕組みからは当然出てくる、考えられることではありますけれども、ぜひそういうことにならないような、県全体の会計の予算の関係もありますから、一概にはなかなか言いにくい部分もありますけれども、そういうことも前提にしながら、できるだけ市町村にそのツケを回してこないように。しかし、通常形でやっている賦課・徴収と、そして負担金の、医療費の支払いというのについてやっている限りは、そんなペナルティーとか、努力したからどうのこうのというのを目に見える形でやらないような形に今後ぜひしていただきたいというのは、この国保をやっているみんなの願いでもありますので、そういう方向をやるように、機会あるたびに、またいろいろとお話をしていかなければ

ならないなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、まだスタートもしておりませんし、まだどんな形かもわかりませんし、またどんな形の金額が納付になるかわかりませんし、また動いてみないことにはわからない部分というのはいっぱい出てくると思いますので、今からああでもこうでもないといってわざわざ、県でもなかなかまだはっきりしたことが言えない、来るぞ来るぞというような話と一緒に話になってしまいますので、なかなかはっきりしたことは言えませんが、そういうことだけには対応できるような制度になっていけばいいなというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構です。ぜひ県との協議の場の中で、そうした市としての考え、意見をぜひ述べていってほしいというふうに思います。

それでは、2番目の耐震改修の促進についてに入ります。

ことしの4月に発生した熊本地震を契機に、耐震基準について、これまでどおりでいいのかどうかというふうな議論も起きています。そうした中で、以前にも、この旧耐震基準だけでなく、新しい基準のものについても市としての対応を考えたほうがいいのかというような質問をしたことがあります。そうしたことも踏まえつつ、まず第1番目に、平成27年度を目途とする耐震改修促進計画がありました。27年を目途でありますので、今はもう終わっておりますが、この計画に対する実績はどうだったのか、また、それを踏まえて今後の計画はどのように考えておられるか、まずお伺いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議員御指摘の耐震改修促進計画の目標に対する実績についてお答えをさせていただきます。

建築物の耐震対策につきましては、さきの熊本地震において、昭和56年以前の旧耐震建築物の倒壊が多くありまして、耐震性の確保が一層重要になってきているというふうに思っております。

本市の住宅耐震化率につきましては、平成25年住宅・土地統計調査をもとにした総務省統計局発表の数値によると、本巢市の住宅総数1万1,080戸のうち、昭和56年以降の新耐震基準建築物が7,400戸で67%でございます。昭和56年以前の旧耐震基準建築物が3,680戸で33%となっております。このうち耐震基準を満たした住宅は、新耐震基準建築物と耐震補強工事を済ませた住宅や耐震診断後において耐震基準を満たしたとされる住宅の合計8,360戸になりますので、現在の耐震化率は75%となります。

本巢市耐震改修促進計画の目標値の90%には及びませんが、計画策定時の耐震化率が71%から4ポイント増加しており、県の住宅耐震化率が78%でありますことから、おおむね県内平均値であるかなと考えておるところでございます。

耐震化を促進するためには、平成14年度から木造住宅の耐震診断に対する経費の3分の2を、平成20年度からは全額補助しておりまして、これまでに178件の耐震診断を実施しているところでございます。

また、耐震補強工事につきましては、平成19年度から最大で101万1,000円を補助しており、これまでに25件の補強工事を実施しているところでございます。

続きまして、今後の計画はということでございますので、お答えをさせていただきます。

本巢市耐震改修促進計画につきましては、昨年度、目標年度を平成32年とした岐阜県耐震改修促進計画を改定しておりますので、現在、本巢市におきまして改定作業を進めているところでございます。

県計画では、耐震化率の目標値を現行の90%から95%に引き上げることとしておりますので、本市の耐震化率においても平成32年度までに95%になるよう目標を設定したいと考えております。

なお、耐震基準は、震災による被害の度合いによりまして建築基準法が改正されており、現在の新耐震基準建築物は、昭和56年の建築基準法改正に伴うものでございますが、国・県の動向を見ながら、昭和56年以降の建築の建物についても耐震診断・耐震補強の必要性を検討していきたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

前回お伺いしたときは71%でしたので、今回75%ということで前進をしているということと、新たな計画へ改定中ということですので、1番は結構です。

そこで2番目ですが、前回のときにも申し上げましたけれども、旧基準について耐震診断、耐震改修を進めていくということはもちろんでありますけれども、新基準でも、特に平成12年までのものについては特別な対策が必要ではないかというふうに言われています。この熊本地震を踏まえた国の今後の取り組み方針の中に、現行の耐震基準についてさらに強化することは考えていないということを言っております。このことについての意見はまたいろいろありますけれども、いずれにしても、現行の基準を強化するのではなくて、現行基準が求める耐震性能の確保を目指すという書き方をしています。その中で、新耐震基準の建築物について、接合部の重要性を踏まえ以下の対策を実施するというので、既存の木造住宅について、平成12年以前のものを中心に接合部等の状況を確認することを推奨するというふうに言っています。このもとになったのは、熊本地震を検証する報告書なんですけれども、その中でも接合部の仕様等が明確化された2000年以降の倒壊率が低くということで、この接合部が、要するに平成12年ですけれども、そのときに接合部を強化するような

改定がなされた。それを守ったところについては倒壊率が低いと。けれども、その前のもの、すなわち新々基準といたしますか、それに適合しないものについては相当な倒壊があったという報告に基づいて、今申し上げたような取り組み方針が出されています。ということからすれば、私は技術的なことは十分わかりませんが、いずれにしても新基準だからいいということにはならない。とりわけ平成12年までのものについては、市としてその所有者に対する啓蒙とか、あるいは耐震診断、あるいは耐震補強、さまざまな対応についての相談に乗るとか、いろんな取り組みを早急にやっていく必要があるのではないかというふうに思わざるを得ませんが、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の新基準における市民への啓発、相談、耐震診断についてお答えさせていただきます。

さきの熊本地震においては、旧耐震基準建築物よりは被害棟数は少ないものの、昭和56年以降の新基準建築物でも倒壊しておりますので、新耐震基準建築物においても耐震化が必要であると考えております。

現在、本州市の耐震化促進計画において、旧耐震基準建築物をより重点的に耐震化を図る建築物として位置づけておりまして、住宅耐震診断及び耐震改修に対して補助をしておりますが、国・県、また市においても新耐震基準による住宅に対する補助金はございません。このため、新耐震基準建築物における耐震診断については、登録されている相談士を紹介するとともに、耐震化に係る工事費用については本人負担となりますが、本州市住宅リフォーム助成金を活用することができることから、毎年この助成金を利用して一部耐震化工事を施工させるケースが数件ございます。

啓発活動については、地元自治会での出前説明会、自治会への資料配付、広報紙への掲載、もとす織部祭り等での耐震啓発ブース等を設置しております。耐震啓発ブースでは、建築士事務所協会の協力を得て無料相談会もあわせて実施しております。なお、無料相談会については新基準・旧基準に関係なく耐震化について専門家からアドバイスを受けられる場となっておりますので、今後は他のイベント等においても相談会を開催していけるように建築士事務所協会と協力を要請してまいりたいと思っております。

また、本年度、岐阜県が開催する木造住宅相談士養成講習会へ初めて職員を参加させております。耐震診断・耐震補強の知識を習得し、窓口での啓発・指導に役立てていきたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほど言いましたように、平成12年までのものについては、まだまだ耐震上非常に不安があるという指摘がなされています。56年以降平成12年までに建築された建築物、住宅というのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

同じく、統計調査は先ほど御紹介させていただきました統計調査におきまして、平成25年の住宅・土地統計調査におきましては、昭和56年から平成12年までが4,260戸になっております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

とすれば、相当な割合に上りますね。その4,260戸、全てではもちろんないわけでありましてけれども、その中に十分接合部が補強されていないというようなことで非常に不安を持たざるを得ない住宅も結構ある可能性がありますね。そうすると、織部祭りや、あるいは窓口でこうした新基準の建物についても耐震の相談に乗っているということでもありますけれども、さらにそれを広げてもっともっと、これだけの数があるわけですから、さらに強化した形で相談体制を確立し、そうした相談を進めていく中で、さらに次のステップも考えていく必要があるんじゃないか、次のステップというのは、例えば耐震診断について市が何らかの援助をするとかいうことも含めてでありますけれども、そうした考えについてはいかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中でもちょっとお話をさせていただきましたが、なかなか一遍には無理かと思いますが、ほかのイベント、今、織部祭りでそんな無料相談会をやっておりますが、ほかには花とほたる祭りもございますし、いろんなイベントもございます。ただ、木造住宅士協会のほうの御協力も得なきゃいけないので、そちらの協力が得られ次第、もう一つ、二つとそんな機会が設けられたらいいのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、次のステップという話をいただきましたけれども、県内の状況を見てみた段階では、まだ相談会をやっているというところも数市町ございますが、補助金まで出しているというのはほとんどない状況でございますので、他市町の動向も確認しながら、次のステップとして検討はしていかなくちゃいけないのかなというふうに考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回はそこまで結構です。

では、3番に入ります。

3番目は、就学援助制度の改善についてということであります。

これを以前に質問いたしまして、通常、よそでもそうなんですけれども、大体7月ぐらいに第1回目の支給をするところが多かったわけでありまして。これについては、実際に受け取る側の立場から考えて、少しでも早くしてほしいということで質問をいたしまして、教育委員会としてもいろいろ努力されて、少しずつ早くなってきたというふうには思っていますけれども、最近、いろいろ見ておりまして、よく考えてみれば、特に新入学の場合、入学するにはそれなりの準備が必要です、特に新入学の場合には。その場合に、就学援助金を6月とか7月にもらっていても、とても間に合わない。だから、これについては、ぜひやっぱり利用者の立場に立って考えていく必要があるなどというふうに思っておりましたところ、ことしの8月、我が党の議員が国会でこのように質問しました。生活困窮世帯が入学準備金の立てかえをしなくても済むよう、就学援助を入学前の2・3月に支給するようというような要求をいたしました。これに対して文部省の初等中等教育局長は、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しているというふうに述べています。

この通知が昨年8月24日付の厚生労働省の通知で、平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についてという通知が出されています。その中でこのように述べています。要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること。特に新入学児童・生徒学用品等というふうに、こういう通知が出されています。本当に小学校に新たに入学する、中学校に入学する、そうすると入学準備のための費用がかさみます。けれども、就学援助はなかなかまだもらえないと。そうするとその分を借金するなりいろいろな形で立てかえていくということが起きるわけでありまして。そういったことを避けるために、国からもこうした通知が出されています。ぜひ、この支給については速やかに対応できるよう、文字どおり必要とする時期に支給できるようなことができないか、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

就学援助制度につきましてお答えをさせていただきます。

就学援助制度につきましては、援助を希望される保護者の方から4月に援助費の支給申請書を提出いただきまして、6月に各世帯の所得確認を行った後、教育委員会において申請理由や所得要件

等の確認をいたしまして、支給要件に該当する保護者を認定しておるところでございます。

また、学習費や給食費の滞納等の調査を行いまして、滞納がある場合には学校の口座に、またない場合には保護者の口座へと振り込みを実施しておるところでございます。

このような事務処理を経ることから、本市におきましても年度当初の就学援助費を支給できる状況では現在ございません。

しかしながら、議員御指摘のとおり、新入学用品にかかります費用でございますが、これの支払時期につきましては、できる限り早い時期に支給することが望ましいと考えております。保護者の経済的負担の軽減を図るためにも、学習費、給食費等とは別に、速やかに支給できるような状態に、他市町の状況も参考して検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

実際に現実問題として、来年度、この就学援助を受けようと思ったときに、その根拠になるのが今年度の収入、それがはっきりするのが6月からということになります。けれども、子どもが入学するのは6月や7月ではないわけですね。だから、文字どおり必要なときに支払えるようにするということが必要だというふうに思います。

こうした国の通知を受けたかどうかは知りませんが、いろいろ調べておられますと、全国にはそういった2月、特に早いところは2月ぐらいのところもあるようでありまして、通常3月の中ぐらいから入学準備金ということで支給を始めるところが生まれてきています。私が見ただけでも数カ所ありますけれども、もっと調べればもっとあるだろうというふうに思っています。

岐阜県下では、今のところ、私もやっているところは知りませんが、よその動向を見ながらということではなくて、やはり本巣市として、本巣市の子どもが学校にきちんと喜んで行けるような、そういった状態をつくっていくことも必要だろうというふうに思っておりますので、先ほどの事務局長の答弁、速やかにそういった検討をしたいということでもありますけれども、その追い打ちをかけるみたいでありますけれども、さらに、本当に実現に向けて進めていってほしいと思うんです。それがやっぱり教育にとっても非常に重要な問題だろうというふうに思いますので、教育長の見解を最後にお伺いしておきます。

○議長（上谷政明君）

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

入学に係る援助費の支払時期を早めていくということにつきましては、経済的に困りの保護者の思いを受けとめて、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

その際に、今御指摘もありましたけれども、2点、配慮をしていかねばならないかなということも思っています。1点目は、就学援助の考え方とか仕組みを見直していく必要があるということ。

もう一点目は、やっぱり他の事例ももう少し参考にさせていただきながら、市としてよりよい方法を見出していくという、この2点について、さらに吟味・検討を続けて、できるだけ早い時期に対応できるよう考えていきたいと思います。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構です。

では、4番目に入ります。

市民文化ホールにおける事業の進め方についてということであります。

市民文化ホールについては、市民文化ホール条例があり、また条例の施行規則がございます。この条例の施行規則第10条で、運営協議会の職務というのが記載されています。この(2)の中で、年間利用計画の樹立及び実績の検討ということで、市民文化ホールの事業については、この運営協議会において相談をして年間計画を樹立して、それに基づいて進めていくという仕組みになっているわけであります。

最近、この協議会の委員から、もともとの計画になかった事業が知らない間に進められているというような声が寄せられました。そういったことが実際にあったのかどうか。もしあったとすればどういう事情なのかお伺いをしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、市民文化ホールにおける事業の進め方についてお答えをさせていただきたいと思えます。

市民文化ホールの事業実施につきましては、運営協議会において協議をいただき、年間計画を立案しておるところでございます。

本年度の各種事業につきましても、昨年12月に開催をいたしました平成27年度の第2回運営協議会において検討をいただき、実施計画案について樹立をしていただき、それに基づいて新年度の事業をスタートいたしましたところでございます。

7月に本年度の第1回運営協議会を開催いたしまして、年間の稼働率を上げることや、新しい文化事業を取り入れられないかというような視点から、改めて事業実施について審議をしていただいたところでございます。その協議の中で、実施が可能な状況であれば、当初の事業計画に音楽関係の事業を新たに加える、そして実施するということが決定をされ、追加の事業を開催したものでございます。しかしながら、追加をいたしました事業の実施につきまして、その詳しい内容について協議会において最終確認を行うことなく、事業の内容につきましては文書にて通知をさせていただ

いたところでございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の経過を聞きますと、新しい事業をやることについては、7月の運営協議会で確認はされたと。けれども、その中身については、まだその段階では何ら確定はしていないと。であれば、新しい事業を実際に11月にやられたわけでありますけれども、それが具体的にになった段階で、少なくとも運営協議会に諮って、これでいいのかどうかということをするのが筋ですね。そういったことがなく決まってしまって、いろんな形でチラシをつくるとか、いろんな動き出して、それと並行してだろうというふうに思いますけれども、運営委員に文書でこういうことをやりますという通知がなされる。という形は、組織としては全くあり得ない話だろうというふうには私は思わざるを得ません。

特に、最初に規則を読み上げたように、運営協議会で年間の事業計画を樹立するというふうになっているわけですね。だから、そこで協議をして、そこでこういう事業をやしましょう、新たなものも含めてでももちろん結構ですけれども、それも含めてみんなで論議して、確認し合って事業をスタートするというのが当たり前だと思うんですけれども、そういったやり方が今回はなされていないというふうに思います。

そうすると、これは運営協議会の存在意義が問われるということで、私のほうにもちょっと苦情の電話があったわけでありますけれども、こうしたことが今後繰り返されるようなことがあれば、やはり本当に大きな問題になるだろうというふうに思います。必ず、やっぱり組織は組織としてのルールを守り、運営協議会は運営協議会としてのあり方をきちんと踏襲して物事を進めていくということを改めて確立することが重要だというふうに考えておりますが、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（上谷政明君）

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいま御指摘いただきました運営協議会でございます。

今後、文化ホールの事業につきましては、その運営協議会においてホールの活性化を図るために、市民の方の意見や新しいアイデアを生かしながら十分に協議をしていただきまして、多種多様な事業計画を立案してまいりたいと思っております。

運営協議会の事業計画に基づき事業を実施し、より多くの方々に喜んでいただけるよう努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

基本的に、先ほど申し上げたように、せっかく文化ホールの運営協議会があって、そこでの集団的な論議を無視するようなやり方については絶対にやってはならないことですので、それは教育委員会としてもしっかり連携をとりながら、確認しながら物事を進めていく。これを今回の大きな教訓にしてほしいということを申し上げて終わります。以上です。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本会議の日程は全て終了いたしました。

12月15日木曜日午前9時より本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

午後1時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員